

阿南工業高等専門学校高度情報教育センター委員会規則

(令和6年4月1日)

(規則第19号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校高度情報教育センター委員会規則第6条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校高度情報教育センター委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 高度情報教育センター（以下「センター」という。）の管理・運営及び広報に関する事項
- (2) 設備等の利用に関する事項
- (3) 文部科学省「大学・高専機能強化支援事業（成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金）」に関する事項
- (4) 高度情報教育の推進及び基本方針の策定に関すること。
- (5) 高度情報教育の企画及び実施に関すること。
- (6) 高度情報専門人材の育成に関すること。
- (7) 情報技術を活用した地域社会への支援に関すること。
- (8) 情報技術に関する公開講座等の企画及び実施に関すること。
- (9) その他、高度情報教育及びセンターの管理・運営全般に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教務主事
- (4) 一般教養教員のうちから選出された者 1名
- (5) 各コース教員のうちから選出された者 各1名
- (6) その他センター長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決す

るところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる

(審議結果)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告する。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。